

令和7年度 三重地方最低賃金審議会小委員会  
議事要旨

開催日時 開催場所	令和7年8月19日(火) 13時25分～16時30分 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席2名 欠席1名 労働者代表委員 出席3名 欠席0名 使用者代表委員 出席3名 欠席0名
主要議題	(1) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について (2) その他
議事要旨	<p>1 三重地方最低賃金審議会小委員会の委員長及び委員長代理が選出された。</p> <p>2 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無に係る審議に際し、事務局から資料説明を行った。</p> <p>3 改正必要性審議について、公益代表委員と労働者代表委員、公益代表委員と使用者代表委員に分かれてそれぞれ意見交換を行い、審議再開後、労働者代表委員と使用者代表委員のそれぞれから意見交換の概要を報告することとなった。</p> <p>4 公益代表委員と労働者代表委員、公益代表委員と使用者代表委員に分かれて改正必要性審議に係る意見交換が行われた。その後審議を再開し、労働者代表委員と使用者代表委員のそれぞれから意見交換概要の報告が行われた。</p> <p>労働者代表委員からは、「過去に埋没した業種に関し、当該業種(産業)労使が改正の必要性を認めてほしいと要望しているが、使側から必要性があると認められなかった。その使側の理由は、労側としては素直に受け入れられない面がある。特定(産業別)最低賃金の各業種は、三重県の主要産業であり、今後労使で話し合う機会を得たい。」旨の意見が出された。</p> <p>使用者代表委員からは、「特定最賃は、地賃を上回る水準が求められるところ。地賃の大幅な引上げにより、特定最賃と地賃との差が2021年以降急激に縮まり、かつ、一時的に埋没するものもある。申出業種に対し毎年行われる意見聴取(アンケート調査)結果を重く受け止めて考えをまとめた。」旨の意見が出された。</p> <p>4 申出された4業種の特定(産業別)最低賃金の改正の必要性があるかについて採決が行われ、その結果、電線・ケーブル製造業及び輸送用機械器具製造業について、改正の必要性があることが全会一致した。</p> <p>また、電気機械器具製造業及び一般機械器具製造業について、改正の必要性があることが全会一致とならなかった。</p> <p>5 採決の結果を小委員会報告書(案)として2通作成し、次回の三重地方最低賃金審議会において報告することとなった。</p>